

「困つたなあ」に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
きさきともちこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫の暴力、暴言に、
これ以上耐えられません。

A
家庭裁判所に離婚調停の申し立てを。
貸したお金も返してもらいましょう。

夫と離婚しようと思つています。子供が産まれたばかりですが、とてもやつていけないので。学生時代、コンパで知り合った夫は、私よりずっと良い大学だし、勤め先も立派だし、外見もなかなかですが、両親は反対しました。両親の見立てが正しかつたよう、新婚旅行の時に脚を蹴られたのを最初に、帰国後も何か気に入らないと小突かれたり、罵倒されたりするようになりました。出産で里帰りした時も、夫も義親も会いに来ます。本当に情けない思いをしました。私だけなら我慢するつもりでしたが、夫が私に投げたはさみが子供に当たりそうになりました。

それは大変な思いをされましたね。相手の住所地の家裁に離婚調停を申し立てるをお勧めします。

子供さんが小さい場合の離婚は、一方が拒めば難しいのですが、ただの性格の不一致ではなく、暴力や精神的虐待（モラルハラスメント）が理由なので、相手が嫌だと言つても認められます。ご主人から来たメールの写しが、すごい量ですね。同居していく、直接ばかりか、メールを送つて毎回こんなに罵倒されるなんて。「お前なんか三流大学じゃないか」：なんで結婚したのでしょうか、この人。

直接のやり取りを録音していく人もいますが、それはないので、こうした記録があるのは助かります。調停委員もこれを見たら、離婚やむなしと心証を取らなければなりません。調停委員もこれを見てくれるでしょう。

それに、ご主人、びっくりするほど金遣いが荒いのですね。暴力もそうだけど、付き合つていてる時に分からなかつたでしょ

うか。競馬で大金を使つていな

って決意し、親元に戻つてきた次第です。夫は離婚しないと言つていますが、私はもう耐えられない。

財産分与も慰謝料も要りませんが、夫はとにかく競馬が好きで毎週競馬に通い、はつきりとは言いませんが、10万円くらい使うこともあつたようです。とにかくお金を使う人で、貸してくれと言うことがよくあり、その度に額を記録しているのです

ければその分賄金がたまり、財産分与の対象にもなつたはずですが、それは裁判所は斟酌してくれるこことなつていています。例えば奥さんがオベラや着物にはまつて高額使つたとして、その分を家計に戻して…となるのが、同じことです。

ただ、貸したお金は大金だし、離婚の際に返してもらいましょう。すぐには返せないかもしれませんのが、ボーナス時に何回かに分けて返済してもらうよう調停文言に入れてもらうのです。

ご主人の年収は500万円、ご相談者はこれからゼロになるので、それをベースに家裁発行



が、合計150万円ほどのなると思います。私も働いていたので貯金がありました。親元に戻つたが、親元に帰ると勤めは辞めることになるし、お金は必要です。

子供の親権はもらつて、養育費は払つてほしい。夫は子供への愛情はあるでないので、面会させてくれとも言わないと思います。この後どうすればよいのでしょうか？